

業務管理体制届出の手引き



令和5年5月版

浅口市 健康福祉部 高齢者支援課

1 業務管理体制整備に関する届出について

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じ、定められています。

また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書は、遅滞なく関係行政機関に届け出ることとされています。

特に、業務管理体制の整備に関する届出を行っていない介護サービス事業者については、運営する介護サービス事業所等の指定取消等の理由ともなり得るため、至急届出を行ってください。

(1) 事業者が整備する業務管理体制

事業所数区分	事業者が整備する業務管理体制整備		
	法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備	業務執行の状況（法令遵守）に係る監査の定期的な実施
1～19	必要	—	—
20～99	必要	必要	—
100以上	必要	必要	必要

(2) 事業所数区分における事業所等の数について

事業所等の数は、以下の定めに従って数えてください。

- ・介護予防及び介護予防支援事業所は数に含める（※1）
- ・施設みなし事業所（※2）は数に含める
- ・休止中の事業所等は数に含める
- ・医療みなし事業所（※3）は数に含めない
- ・総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、数に含めない

※1 例えば、短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護を行っている場合は、「2」と数えます。

※2 ・介護老人保健施設、介護医療院が許可を受けたとき、指定を受けたものとみなされた事業所（通所リハビリテーション及び短期入所療養介護）をいいます。
・介護療養型医療施設が許可を受けたとき、指定を受けたものとみなされた事業所（短期入所療養介護）をいいます。

※3 病院等が健康保険法の指定を受けたとき、介護保険法の指定を受けたものとみなされた事業所（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護）をいいます。

(3) 業務管理体制に関する届出書の届出先

届出先区分		届出先
①	事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
②	事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	主たる事務所(本社)の所在する都道府県知事
③	全ての事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
④	全ての事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
⑤	全ての事業所等が1の中核市の区域に所在する事業者 ※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く(届出先は都道府県知事)	中核市の長
⑥	地域密着型サービス(予防含む)のみを行い、その全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長(※)

※浅口市の場合の届出先

〒719-0243

岡山県浅口市鴨方町鴨方2244番地26

浅口市役所 健康福祉部 高齢者支援課

T E L 0865-44-7113

F A X 0865-44-7110

2 業務管理体制に関する届出

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、全ての事業者に対して、指定（許可）を受けている事業所又は施設の数に応じて、「法令遵守等の業務管理体制」の整備が義務付けられています。そのため、次の場合は必要な届出を行ってください。

- ・初めて事業所等の指定（許可）を受けた場合
- ・事業所数区分が変更した場合
- ・届出先に変更が生じた場合
- ・届出事項等に変更が生じた場合

なお、届出は、事業者（法人等）ごとに行います。届出書の様式は、市ホームページに掲載しています。

また、業務管理体制の整備に関する届出システム経由で届出を行うこともできます。

<ログイン画面 URL>

<https://www.laicomea.org/laicomea/>

(1) 初めて事業所等の指定（許可）を受けた場合

事業所数区分	提出書類
1～19	・様式第1号
20～99	・様式第1号 ・法令遵守規程の概要
100以上	・様式第1号 ・法令遵守規程の概要 ・業務執行状況の監査の方法の概要

(2) 事業所数区分が変更した場合

事業所数区分の変更内容	提出書類
「1～19」→「20～99」への変更	・様式第2号 ・法令遵守規程の概要
「20～99」→「100以上」への変更	・様式第2号 ・業務執行状況の監査の方法の概要

- ・事業所が指定（許可）を受けても、事業所数区分が変わらない場合は届出不要です。
- ・事業所が指定（許可）を受けたことで、事業展開地域が変わり、業務管理体制整備に関する届出書の届出先が変更（例：「浅口市」→「岡山県」、「岡山県」→「浅口市」への変更等）する場合は、上記とは別に、次の（3）の届出も必要です。

(3) 届出事項等に変更が生じた場合

変更が生じた事項	提出書類
業務管理体制整備に関する届出書の届出先 (※1)	・様式第1号
法人種別、名称	・様式第2号
主たる事務所の所在地、電話、FAX番号	・様式第2号
代表者氏名	・様式第2号
代表者の住所、職名	・様式第2号
法令遵守責任者	・様式第2号
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 (※2)	・様式第2号 ・変更後の「法令遵守規程の概要」
業務執行の状況の監査の方法の概要 (※2)	・様式第2号 ・変更後の「業務執行状況の監査の方法の概要」

※1 事業所が指定(許可)を受けたことで、事業展開地域が変わり、業務管理体制整備に関する届出書の届出先が、「浅口市」→「岡山県」、「岡山県」→「浅口市」へ変更した場合等。

なお、この場合、届は「変更前の行政機関」と「変更後の行政機関」の双方に届け出る必要があります。

※2 字句修正など、業務管理体制に実質的な影響を及ぼさない軽微な変更の場合は、届け出る必要はありません。

3 一般検査について

浅口市では、業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、順次、確認検査(以下「一般検査」という。)を実施しています。一般検査は、事業者の業務管理体制の問題点について検証し、事業者が自ら業務管理体制の改善を図り、法令遵守に取り組むよう意識付けすることを目的としています。

(1) 一般検査の内容

- ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- ・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容 (※)
- ・業務執行の状況の監査(法令遵守に係る監査)実施状況及びその内容 (※)

※ 事業所等の数の区分に応じて実施します。

(2) 実施方法

一般検査は、基本的には書面検査で行うこととしています。一般検査通知を受け取った法人は、報告書を通知に記載した期日までに提出してください。報告後、その内容について疑義等があれば電話等により法令遵守責任者に連絡し、内容を確認する場合があります。また、不備が認められたときには、出頭を求め運用状況を聴取する場合があります。

4 特別検査について

事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合には、業務管理体制の問題点の確認やその要因の検証、取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証するために特別検査を実施します。